

亀山市告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和5年2月14日

亀山市長 櫻井義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41182
- 3 路線名 新所北東西2号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
関町新所字東町北1806 番1地先から関町新所字東 町北1807番1地先	旧	8.00	最小	6.50
			最大	6.80
	新	8.00	最小	5.00
			最大	5.30